令和８年12月実施

兵庫県産休・育休代替職員（産業労働部地域経済課）登録試験案内

◇受付期間：令和８年11月25日（水）～令和８年12月４日（金）［必着］
◇試 験 日：令和８年12月11日（金）
◇勤務場所：兵庫県産業労働部地域経済課（兵庫県庁第１号館８階）
※令和９年度中に六甲アイランド東庁舎に移転予定
◇雇用期間：令和９年１月４日（月）～ 令和10年４月末まで（予定）
※雇用期間の終期については、育休者の復帰状況等により前後する場合があります。

1 産休・育休代替職員について

(1) 産休・育休代替職員とは、本庁において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。
(2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
(3) 職員の産休期間中（最長約４ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、あらためて面接に合格する必要があります。）
(4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約２年10 ヶ月）。なお、一つの任期は１年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて１年度毎に任期を更新します。
(5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定します。
(6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
(7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から１年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
(8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
(9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】

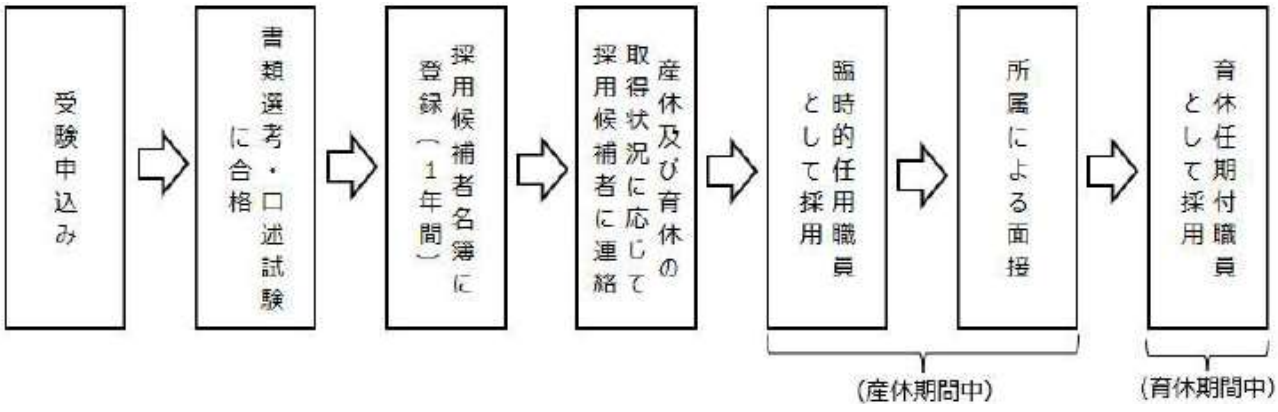

2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職種	登録予定人数	職務内容
総合事務職	１名程度	・中小企業等経営革新計画承認に係る事務 ・中小企業等協同組合の認定・指導等に関する事務 ・照会対応に関すること

3 受験資格

(1) 令和８年４月１日現在で18歳以上の方
(2) 任用の日に兵庫県の本庁舎に勤務可能な方
(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
ア　日本国籍を有しない者
イ　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
ウ　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

4 申込方法

(1) 申込方法
ア　申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送又は持参してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。
イ　自己ＰＲカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。(受験申込書及び自己ＰＲカードはＡ４縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)
ウ　申込受付後、書類選考に合格した者には、試験日時や会場等について、電話又は電子メールにより連絡します。受験申込書にPDF 文書が受信可能なE-mail アドレスを必ず記載してください。
(2) 申込先・問い合わせ先

申込先・問い合わせ先
〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号 兵庫県産業労働部地域経済課（兵庫県庁第１号館８階） ＴＥＬ　０７８－３６２－３９９７

5 選考方法

(1) 選考方法
応募書類及び口述試験による選考
※応募書類の選考に通過した方のみ、面接試験の案内を送付いたします。
※12月９日（水）を過ぎても、応募書類の選考結果について電話等で連絡がない場合は、10日（木）までに(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。
＜面接試験＞
責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。(25分程度)

(2) 試験日
令和８年12月11日（金）※試験時間は書類選考の合格者にのみ別途お知らせします。
(3) 試験会場
兵庫県庁西館２階産業労働部会議室(〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18-1)
（申込者多数の場合、上記以外の試験会場になることがあります。
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。）

6 合格発表

令和８年12月14日（月）までに合格者及び補欠合格者に対し、文書で通知します。
なお、不合格者への通知は行いませんのでご留意ください。
※合格者には文書で通知しますが､不合格者への通知は行いませんのでご留意下さい。
※また、補欠合格者についても文書で通知を行います（該当者がいる場合）

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員
最長約４ヶ月間
(2) 育休任期付職員
職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約２年10 ヶ月)。なお、一つの任期は１年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて１年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）
給料は、行政職１級の給料表が適用されます。

区分	月額
高校卒	226,129円（給料月額206,700 円、地域手当19,429 円[9.4%]※１）～ ※２
大学卒	259,934円（給料月額237,600 円、地域手当22,334 円[9.4%]※１）～ ※２
上　限	293,520円（給料月額268,300 円、地域手当25,220 円[9.4%]※１）

※１地域手当の額は、勤務地域により異なります。
支給割合は給料月額の9.4%～4.4%です。（神戸市内は9.4%）
※２行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。
※３給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。
(2) 諸手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。
※給与改定によって手当額等が変わることがあります
(3) 勤務時間
週38時間45分（7 時間45 分×週５日）
(4) 休暇
年次有給休暇は任期に応じて年間最大20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。
(5) その他
地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲

戒処分等の対象となります。
　受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。